

令和4年度第3回企画展

衛生のはじまり、 明治政府と

コレラのたたかいかい

明治十二年 虎列刺病流行紀事

病毒發生ノ原因及感染ノ媒介

發ス全ツ傳染ナラシメ北宇和郡ハ五月十四日務田村ノ

ス前發者ハ原因不詳後ノ者ハ本病ノル伊豫

ル一因コレラノ郡ハ七月七日本浦ノコレラハ七月十八

本傳染一餘ハ多郡ハ六月六日古田村ニ發ス發病

者大分縣下豊後國濱脇

帶ヒ來リ此地ニ於テ發

郡ハ七月七日庄村ニ來宿ス

和氣郡ハ十五

公衆衛生

令和5年

入場無料・予約不要

1月14日(土) ▶ 3月12日(日)

開催時間：午前9時15分～午後5時 期間中無休

記録を守る、未来に活かす。



独立行政法人
国立公文書館
NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2
TEL：03-3214-0621

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会期が変更になる場合があります。ご来館前に当館HP等をご確認ください。

衛生のはじまり、 明治政府と コレラのたたたかい

欧米に並び立つ国家を目指していた明治政府は、諸外国の衛生を学び、取り入れ、明治8年(1875)には、衛生を専門に担う行政機関として内務省衛生局を設置しました。しかしながら、その数年後には幕末に甚大な被害をもたらしたコレラが再び蔓延し、流行を繰り返します。生まれて間もない日本の衛生行政は、コレラとのたたかきを通じて整えられていきました。

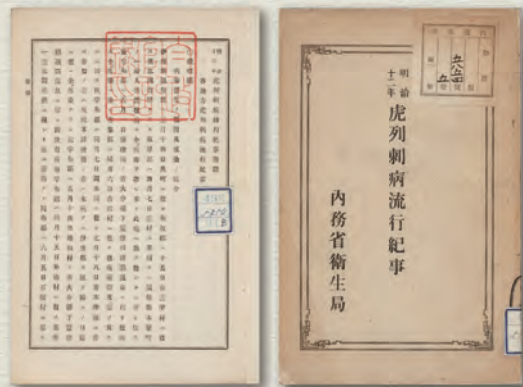
本展では、衛生行政のはじまりと、コレラに立ち向かう政府の様子、そして、コレラ以外にも対象としたより広い伝染病の予防に関する制度が確立するまでをご紹介します。

ながよせんさい 長与専斎の職務経歴書



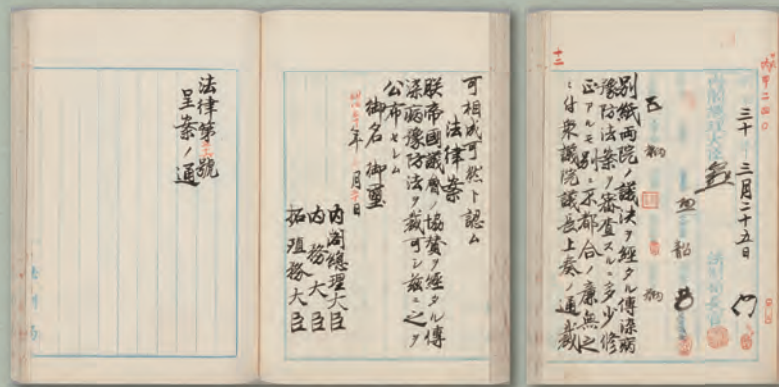
明治4年、医学教育制度を学ぶため岩倉使節団の文部省随員として派遣された長与専斎(1838-1902)は、現地で、医学教育のみならず衛生行政を整えることの大切さを痛感します。帰国後、内務省衛生局が設けられた際は、初代局長に就任し、17年もの長きにわたり局長を務め、日本の衛生行政の基礎を築きました。

これらびよう 虎列刺病流行紀事



明治12年のコレラ流行は、患者16万人超、死者10万人超という甚大な被害をもたらしました。内務省衛生局がとりまとめた報告書には、各府県における流行の状況や、想定される感染経路などが記載されています。

伝染病予防法の制定



明治10年代以降、幾度もコレラ流行とその対応を通じて、伝染病に対する予防策をあらかじめ定め、流行時にはその予防策に則って行動することの大切さが実感されました。明治30年、コレラを含む8つの伝染病を対象に「伝染病予防法」が定められます。この法律は平成10年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)が公布され、翌年施行されたことに伴い廃止されるまで、長きにわたり日本の伝染病予防の根幹を担いました。

